

平成23年度

京丹波町旧情報システム撤去工事

仕様書

京都府船井郡京丹波町

## 目 次

1.	事業概要	
1-1	工事の概要	3
1-2	工事名	3
1-3	事業量	3
1-4	事業範囲	3
1-5	施工期間	3
1-6	数量	3
2.	工事一般	
2-1	工事の原則	3
2-2	現場の調査	3
2-3	業者間の連絡	3
2-4	工事の養生	4
2-5	設計内容及び工事内容の変更	4
2-6	造営物の加工	4
2-7	機材の負担	4
2-8	作業の管理	4
2-9	運用設備への影響	4
2-10	その他の事項	4
3.	安全	
3-1	基本事項	4
3-2	安全責任者と安全の徹底	4
3-3	施工上の安全	5
3-4	緊急時の措置	6
4.	工事仕様	
4-1	各種申請	6
4-2	法令の遵守	6
4-3	提出書類	6
4-4	現場事務所及び仮置き場の確保	7
4-5	撤去機材数量の把握及び撤去写真の取扱い	7
4-6	金属屑等有価品売却費について	7
4-7	町内業者の登用	7
5.	工種別仕様	
5-1	電柱類の撤去	7
5-2	幹線ケーブル類の撤去	8
5-3	引込ケーブルの撤去	8
5-4	丹波情報センター内機器類の撤去	8
5-5	分散局の撤去	9
5-6	瑞穂地区 電話機及び無停電電源装置の撤去	9

## 1.事業概要

### 1-1 工事の概要

本工事は丹波地区（旧丹波町）で運用されていた「丹波町地域有線情報システム施設」及び瑞穂地区で運用している「電話機及び無停電電源装置」を撤去・処分するものである。

### 1-2 工事名

平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事

### 1-3 事業量

丹波町地域有線情報システム施設整備工事で整備されたケーブル類（付属品を含む）、電柱類、丹波情報センター内に設置されている機器類、分散局及び局内施設及び、瑞穂地区内のCATV加入者宅に設置されている電話機、無停電電源装置 一式

### 1-4 事業範囲

京丹波町 丹波地区及び瑞穂地区

### 1-5 施工期間

議会の議決があった日 ～ 平成24年3月15日

### 1-6 数量

撤去にかかる数量は、本仕様書の他に、積算図書、数量表、図面等附属資料等で構成される。

また、既設設備との接続状況調査は当該設備の完成図書と既設設備の状態を確認し、監督員と協議のうえ実施すること。

## 2.工事一般

### 2-1 工事の原則

請負者は、工事施工管理を司る主任技術者及び現場代理人を定め、発注者と十分な連絡はもとより、土地所有者や地元関係者とも密接に連絡・調整をはかり工事を行うこと。なお施工上必要な関係機関への届出等の諸手続きは遅滞なく行うこと。

### 2-2 現場の調査

請負者は、工事着手前に現場を調査し、工事が安全に指定工期内に完了するよう万全の準備を行うこと。また、現場の状況により設計内容及び工事内容に変更の必要がある場合、監督員と協議の上、変更するものとする。

### 2-3 業者間の連絡

請負者は、工事エリア内における他の工事業者と十分連絡・調整を行い、工事進行の円滑化を図るものとする。

#### 2-4 工事の養生

請負者は、施工に際して、既設造営物その他に損傷を与える恐れのある時は、あらかじめその養生、補強をしておくこと。

#### 2-5 設計内容及び工事内容の変更

疑義を生じた場合、仕様書との内容に相違のある場合及び仕様書に明記していない場合等により、設計内容等を変更する際には監督員の指示によって行う。

なお、工事内容の変更により請負金額に変更が生ずる場合には、施設者と設計者及び請負者等の協議により決定するものとする。

#### 2-6 造営物の加工

指定又は承認された箇所を除き、造営物に穴をあけたり、削ったり加工をしてはならない。

#### 2-7 機材の負担

請負者は、工事に必要な機器、機材、工具、消耗品等を負担する。

#### 2-8 作業の管理

請負者は、火災、盗難、障害等に対して十分な予防措置を講ずるものとし、常に4S（整理、整頓、清掃、清潔）を心掛けること。

#### 2-9 運用設備への影響

請負者は、運用中の設備に近接または関係する工事を行う場合、当該施設の責任者と十分な連絡を行い、放送中断等不用意な設備事故を起こさないように工事を進めること。

#### 2-10 その他の事項

- (1) 樹木の伐採については、所有者の了解を得て本人立会の上で伐採を行うこと。
- (2) 第3者からの苦情は、誠心誠意早急に解決すること。
- (2) 請負者は、この仕様書及び関連仕様書に規定する事以外の工事条項については、施主側と協議する。

### 3.安全

#### 3-1 基本事項

工事の施工にあたっては、現場代理人は労働安全衛生法等関係所法令を遵守するとともに、安全の確保に努めなければならない。

#### 3-2 安全責任者と安全の徹底

工事の施工にあたり、安全責任者を指定すること。

安全責任者は、工事全般について安全の確保に必要な対策を立て、これを推進する。

##### (1) 安全の周知

総括安全責任者及び安全責任者の氏名は、工事現場の見やすい箇所に掲示する等により作業員に周知す

る。

## (2) 施工計画

工事の施工に先立ち請負契約書、図面、仕様書に基づき安全を十分考慮した施工手順、施工方法を採用する等安全の確保に必要な措置を定め、これを施工計画に組み入れ、その推進を図る。

### 3-3 施工上の安全

#### (1) 安全教育

安全に関する諸法令及び当該工事の作業の安全について作業員の知識、技能を把握し、必要な安全教育を工事現場において実施する。

#### (2) 安全施設

作業現場の環境に適合した安全施設を設置するとともに、常にその点検と補修を行う。

#### (3) 安全装備及び安全器具

施工に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検、整備し適正に使用する。

#### (4) 工事中用機械等

工事中用機械等は常に点検、整備するとともに適正に使用し事故防止に努める。

#### (5) 仮設構造物

仮設構造物は、施工中の条件に十分耐えうる構造とし、常に点検、補修を行い事故防止に努める。

#### (6) 墜落防止

高所作業及び開口部などに近接して作業を行う場合は、必要な墜落防止対策を講ずる等事故防止に努める。

#### (7) 感電防止

充電回路を取り扱う作業及び充電回路に近接して行う場合は、適切な感電事故防止対策を講じ、事故防止に努める。

#### (8) 交通事故等の防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の閑居に応じて交通整理員を配置する等により交通阻害の防止に努める。又、作業現場への車両等の飛び込み防止に努める。

#### (9) 他所管施設の取扱い

電気、ガス、上下水道等作業現場周辺の他所管施設に近接して工事を行う場合は、施設管理者の立会を求め、適切な防護措置を講ずるとともに常に保安点検を行い事故防止に努める。

#### (10) 掘削、杭打ち

掘削、取り壊し等に先立ち土質、湧水、周辺構造物、地下埋設物等の調査を十分行い安全な工法を選択し、施工にあたっての事故防止に努めること。

#### (11) 重量物、長尺物等の取扱い

重量物、長尺物等の運搬、搬入等における取扱いは慎重に行い、事故防止に努める。

#### (12) 危険物等の取扱い

劇毒物、ガソリン、油脂、火薬類等の取扱い及び保管にあつては、火気、摩擦、衝撃等に注意する等危険防止に努める。

#### (13) 火災防止

火気の取扱い方法及び仕様場所を留意するとともに、適切な消火器類を配備する等火災防止に努める。

#### (14) 廃棄物の処理

施工に伴い発生する廃棄物の処理は慎重に行い、廃棄物による事故を防止する。

#### (15) 作業環境の向上

作業員の保険、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理、整頓を図るなど作業環境の向上に努める。

### 3-4 緊急時の措置

(1) 工事の施工に先立ち事故発生時の緊急連絡報等を定め、緊急時における連絡及び措置を適切にできるように作業員に周知、徹底を図る。

(2) 人身事故が発生した時は、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに監督員に報告する。

(3) 設備事故が発生した時は、事故の拡大防止に努めるとともに監督員及び関係機関に連絡し、慎重かつ迅速な復旧に努める。

(4) 発生した事故の原因を究明し、同種事故の再発防止に努める。

## 4. 具体的な工事仕様

### 4-1 各種申請等

請負者はこの工事の施工に関し、次に記載する関係機関への許可、認可の手続き等の一切を代行し、施工に必要な準備をおこなうこと。手続き等に係る調査費用・書類作成費用・承諾書取得費用は請負者の負担とする。

- (1) 土地所有者の調査、調整、土地使用承諾取得
- (2) 地元住民への説明、工事調整、電話対応
- (3) 道路占用及び道路使用の申請
- (4) 電波通信管理局への届出
- (5) 電力及び電話通信会社への申請手続
- (6) 材料の手配、数量のチェック
- (7) その他、監督員が必要とし指示するもの

### 4-2 法令の遵守

請負者はこの工事の施工に関し、有線電気通信法及び関連規則、電気設備技術基準、有線テレビジョン放送法関係法令、電気工事関係法令、道路関係法令、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法等、その他関係規則・条例に従うこと。

### 4-3 提出書類

請負者は契約後監督員の指定する期日までに、次に記載されているものを提出しなければならない。また次のものに変更がある場合は、速やかに処理すること。提出部数については監督員と協議の上決定するものとする。

- (1) 工事着手届
- (2) 現場代理人・主任技術者選任届
- (3) 実施工程表
- (4) 施工計画書
- (5) 下請業者名簿
- (6) 承認図書（機器・材料・工事）

- (7) 関係機関への手続きの写し
- (8) 工事検査、中間検査、竣工立会検査等願書
- (9) 入札額詳細内訳書
- (10) 検査、試験成績書（機器、材料、総合）
- (11) 工事写真（施工、完成）
- (12) 工事日報
- (13) 打合議事録（住民との打合せも含む）
- (14) 完成図書
- (15) その他監督員が指示するもの

#### 4-4 現場事務所及び仮置き場の確保

- (1)請負者は、本工事の施工にあたり、加入者、利用者からの問合せに対応するため、丹波地区もしくは瑞穂地区に現場事務所を設け、専用電話回線及びFAX回線を設置し、平日および土曜日は常駐するものとする。
- (2)請負者は、本工事の施工にあたり撤去資材の適切な管理を行うため、事業量に見合う仮置き場を確保することとする。また、撤去品については有価物が含まれることから盗難防止等に対応した設備を整えるものとする。

#### 4-5 撤去機材数量の把握及び撤去写真の取扱い

- (1)請負者は、工事により撤去・収集した機器・材料について、その数量を確実に把握し監督員に報告するものとする。
- (2)機器・材料を撤去する場合は、あらかじめ撤去前、撤去中、撤去後の写真を撮影することとする。撮影方法については、各工種の仕様によることとする。

#### 4-6 金属屑等有価品の売却

- (1)撤去機器・材料のうち、有価品は売却し、売却費を請負額から控除する。
- (2)売却先は、売却直前に3社見積し、最高価格を提示した業者を採用する。

#### 4-7 町内業者の登用

工事を施工するにあたり、原則として町内の電気工事業者を少なくとも1社以上登用することとする。なお、瑞穂地区電話機、無停電電源装置の撤去・回収については、原則として町内の電気工事業者を下請業者とする。

### 5.工種別仕様

#### 5-1 電柱類の撤去

- (1)電柱を撤去するときは、周囲の状況や添架物に十分注意し、現場付近に住民が確認できる場合は、必ず声を掛けてから施工すること。
- (2)撤去する電柱が建柱されている土地の所有者とは事前に十分調整を行い施工すること。特に私有地については、抜き取った後の処理についても土地所有者と十分協議し、納得を得た上で施工すること。
- (3)現場写真については、施工前、施工中、施工後を全て撮影するとともに、電柱番号が確認できる写真も

撮影すること。なお、電柱にカーブミラーや防犯灯などが取り付けられており、撤去できない場合は、撤去せず取付状況が分かる写真を撮影し監督員に連絡すること。また、撮影した写真は図面番号ごとに整理し提出すること。

(4)撤去した電柱の装柱備品は、取外して種類別に仕分けすること。

(5)撤去したコンクリート柱の運搬用トラックへの積込手間、切断費等は本工事に含む。

(6)撤去した鋼管柱のうち、凹みや曲がり、腐食等がなく再利用可能なものについては、京丹波町情報センター敷地内に保管することとする。また、凹みや曲がり、腐食等により再利用不可能なものについては、処分の対象とする。

(7)地区区長より譲渡依頼があった場合は、区長の指示する区内の場所へ運搬すること。

(8)畦畔における抜柱後の埋め戻しには粘土質の土を使用し、漏水等が発生しないよう注意すること。なお、工事完了後においても、これが原因による漏水が発見された場合は請負者の責任において修復すること。

## 5-2 幹線ケーブル類の撤去

(1)ケーブル類を撤去するときは、周囲や線下の状況に十分注意し、現場付近に住民が確認できる場合は、必ず声を掛けてから施工すること。

(2)現場写真は、施工前、施工中、施工後を撮影することとし、撮影頻度は共架柱5本中1本程度とする。なお、電柱番号が確認できる写真も併せて撮影すること。

(3)撤去したケーブルは、処理・運搬業者の仕様により長さ、種類別に仕分けし仮置きすること。長さ、種類別については、別途監督員より指示するものとする。

(4)共架していたケーブルを撤去することにより、新たに支線・支柱等が必要となることが想定される場合は、事前に共架柱の所有者と十分に協議し施工すること。この施工にかかる数量は原則として変更の対象としない。

## 5-3 引込ケーブルの撤去

(1)引込ケーブルを撤去するときは、加入者宅の所有物や周囲の状況に十分注意し、加入者と施工方法やスケジュールについて十分協議しトラブルのないように施工すること。

(2)引込ケーブルの取付金具などを撤去することにより、柱や壁などに穴等が開くことについては、事前に十分説明し、加入者が納得した上で施工すること。なお、ネジ穴や釘穴等の埋め戻しに必要な補修費用は、本工事費に含む。

(3)施工中に誤って、加入者宅の物品を破損した場合は、請負者の責任において早急に復旧、弁償するとともに速やかに監督員に報告すること。

(4)撤去工事終了後は、加入者立会いの上、現場を確認し書面による工事終了の確認を加入者に行うこと。

(5)施工中の写真撮影頻度については全て撮影することとし、施工前、施工後を撮影する。なお、撮影に当たっては加入者の了解を得た上で行うこと。また、撮影した写真は、行政区ごとに取りまとめること。

## 5-4 丹波情報センター内機器類の撤去

(1)事前に丹波情報センターと施工方法、日程について十分協議し施工すること。

(2)丹波情報センター機器室内には、稼働中の機器が設置されているため、細心の注意を払って施工するとともに、配線等で不明な点があれば監督員に報告すること。



## 5-5 分散局の撤去

- (1) 分散局は、機器及び建物を全て撤去するものと、内部の機器のみを撤去し電源設備を残すものがあるので、設計図書および現場を十分確認の上施工すること。
- (2) 分散局建屋を解体するときは、近接の住民や通行車両や人への影響に十分注意し、万一影響が予測されるときは防止策を講ずること。
- (3) 施工中の写真撮影頻度については、全建屋を対象とし、建屋を解体する局については、施工前、施工中、基礎部分撤去後、埋め戻し後を、内部機器のみを撤去する局は施工前、施工後を撮影すること。
- (4) 撤去後の埋め戻しには良質な土を用いることとし、埋め戻し前に必ず監督員の確認を受けてから、埋め戻し、締め固めを行うこと。「良質な土」とは、一般的に道路工事等に使用される土であり、建設機械等により締め固まる土を言う。
- (5) 撤去後の土地は、再生材（RC-40）を厚さ5cm以上敷き詰め復旧すること。

## 5-6 瑞穂地区 電話機及び無停電電源装置の撤去

- (1) 取り外し・撤去については、事前に参加者と十分調整し、必ず訪問日と時間を連絡した上で、施工すること。
- (2) 回収した電話機は、本体・コード・受話器の別に仕分けし、運搬・処理業者の指示により仮置きするものとする。
- (3) 回収した無停電電源装置は、本体・内蔵されている蓄電池・電源コードに仕分けし、運搬・処理業者の指示により仮置きするものとする。
- (4) 実際に回収する業者は、原則として町内のケーブルテレビ宅内工事業者とする。
- (5) 訪問時に、加入者より譲渡の申し出があった場合は、機器を撤去せず別途「無償譲渡申請書」を手渡し、その場で記入いただいた後、持ち帰り監督員に提出することとする。
- (6) 電話機の撤去に伴い、NTT電話回線と告知端末機との接続が必要となる場合で、ケーブルを差し替えるだけや市販のモジュラーケーブル（2.0m程度）で対応できる場合は接続替作業を行うものとし、作業後はNTT電話及びCATV電話の通話確認を行うこととする。なお、本作業は工事費に含めるものとし、作業量の増減に伴う請負額の変更は行わない。
- (7) 無停電電源装置の撤去に伴い、加入者から分配用電源タップの取付を求められた場合は、請負者の判断により必要最小限の分配用電源タップを取り付けるものとする。なお、本作業および分配用電源タップは工事費に含めるものとし、作業量の増減に伴う請負額の変更は行わない。